

大口町コミュニティバス有料広告募集要項

大口町では、大口町コミュニティバスのバス停、車両に有料広告を掲載する方を募集します。
個人、法人は問いませんので、広告媒体のひとつとしてご利用ください。

「バス停標識」 有料広告

1 広告の種類等

広告の種類	大口町コミュニティバス「バス停標識」
規格	縦15cm×横36.5cm
掲載料	バス停1標識あたり月額5,000円

- 注1 掲載期間については12ヵ月単位とします。
注2 納入された掲載料は返還いたしません。
注3 広告掲示板は町が無償で貸与します。



2 諸費用

掲載料とは別に、広告作成費用（実費）、屋外広告物許可手数料（1個につき900円）が必要となります。

3 広告募集バス停

別添「大口町コミュニティバス広告募集バス停」のとおり

「車両」 有料広告

1 広告の種類等

広告の種類	「車両」	
掲載車両	①中部ルート運行車両（37人乗り） 【パロマ工業前⇄江南駅・パロー前⇄江南駅】	
	②南部・基幹ルート運行車両（37人乗り） 【南部ルート：通勤通学バス（布袋駅⇄布袋駅）】 【基幹ルート：巡回バス（さくら総合病院⇄柏森駅）】	
	③北部ルート運行車両・運転台後部のみ（37人乗り） 【萩島集会場⇄柏森駅】【産業団地⇄柏森駅】 【健康文化センター⇄柏森駅⇄健康文化センター】	
規格	B3横版（縦36.4cm×横51.5cm）以下	
掲載料	運転台後部	1ヵ月2,500円/枠
	窓枠上部	1ヵ月1,500円/枠

- 注1 掲載期間については、1ヵ月単位（掲載日から起算して翌月の掲載日前日まで）とします。
注2 町の都合により広告を掲載できない場合を除き、納入された※掲載料は返還いたしません。
（※掲載期間が1ヵ月に満たない場合でも、掲載日数による日割計算はいたしません。）
注3 広告物は、手づくりで作成されたものでも、広告製作会社で作成された印刷物でも結構です。
注4 バス利用協定締結企業は各車両の運転台後部1枠1月の掲載料を免除します。



2 諸費用

掲載料とは別に、広告作成費用（実費）が必要となります。

3 広告募集枠

●運転台後部 2枠×3台 ●窓枠上部 10枠×2台

『バス停標識』『車両』 共通項目

・ 申込み

申込方法	申込書（別紙）を郵送、Eメール又はFAXで下記まで送付してください。
決定方法	応募が複数の場合は、募集するバス停ごとに抽選により決定します。

・ 決定後の手続

決定通知書の交付後、次の手続をお願いすることになります。

○契約書の締結 ○掲載料の納付 ○愛知県屋外広告物条例の規定に基づく許可申請（バス停標識のみ）

・ その他

大口町有料広告掲載要綱及び有料広告掲載基準に適合したものの以外は掲載できません。

【申込み・お問い合わせ先】

大口町役場 地域協働部 町民安全課（コミュニティバス担当）

〒480-0144 丹羽郡大口町下小口七丁目155番地

TEL 0587-95-1966 FAX 0587-95-5721

Eメール：chominanzen@town.oguchi.lg.jp

～ 車両広告作成手順 ～

■規 格 B3横版（縦36.4cm×横51.5cm）以下

■仕 様 手作りで作成されたものでも、広告制作会社された印刷物でも結構です。

※広告物の返却を希望される場合は、あらかじめお申し出ください。

○ 流れ

